

問題 Q県では、善良の風俗および清浄な風俗環境を維持し、少年の健全な育成を図るとともに表現の自由を保障することを目的として、「Q県特定風俗表現条例」（以下「本件条例」という）の制定を予定している。本件条例が制定、施行されるとQ県では第2種特定風俗表現の販売、貸し付け（レンタル）、及び第1種特定風俗表現の公共の場所での閲覧が強く規制されるが、第2種特定風俗表現の内容の規制は大幅に緩和されることが予想される。本件条例案の内容を検討し、本件条例がどのような憲法上の問題を生ずるかについて論じなさい。なお、解答に際して風営法の規定は問題用紙の最後に掲載したもの以外を考慮する必要はない。

解答はまず解答用紙の問題1を使用し、足りなければ問題2も使用すること。

Q県特定風俗表現条例（案）

第1条（目的）

本条例は、特定風俗表現の規制を適正に行うことにより、Q県における善良の風俗および清浄な風俗環境を維持し、少年の健全な育成を図るとともに、表現の自由の保障に資することを目的とする。

第2条（表現の自由）

表現の自由は、当該表現の内容、公表の態様及び第三者の権利利益に対する侵害の程度に応じて広くこれを保障しなければならない。

第3条（用語の定義）

この条例において以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号が定めるところによる。

- (1) 特定風俗表現 専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープ、電磁的記録その他の物品で別に条例で定めるもの
- (2) 第1種特定風俗表現 特定風俗表現であって、書籍、雑誌、新聞又はその他の市販の刊行物（国内で刊行されたものに限る。）に掲載され又は付属するもの
- (3) 第2種特定風俗表現 特定風俗表現であって、第1種特定風俗表現以外のもの
- (4) 特定風俗表現営業 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープ、電磁的記録その他の物品で別に条例で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業
- (5) 特定風俗表現営業者 第4条に定める届出をして特定風俗表現営業を営む者

第4条（届出）

特定風俗表現営業を営もうとする者は、公安委員会に対し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年七月十日法律第百二十二号）第27条に基づく店舗型性風俗特殊営業の届出とともに、規則で定めるところにより、特定風俗表現営業の届出をしなければならない。

第5条（特定風俗表現営業の規制）

1 特定風俗表現営業者以外の者は、第2種特定風俗表現を販売し、又は貸し付ける営業をしてはならない。

2 特定風俗表現営業者は、第3条に定める届出をした店舗以外の場所において、第2種特定風俗表現を販売し、又は貸し付けてはならない。

3 特定風俗表現営業者は、第3条に定める届出をした店舗以外の場所にいる者に対し、郵送、配送、電磁的記録の送信その他の方法により第2種特定風俗表現を販売し、貸し付け、又は頒布してはならない。

4 特定風俗表現営業者は、規則で定めるところにより、第4条に定める届出をした店舗に立ち入ろうとする者が満18歳以上であることを確認しなければならない。

5 前項の場合において、満18歳以上であることが確認できない場合には、特定風俗表現営業者はその者を店舗に立ち入らせてはならない。

第6条（禁止行為）

1 何人も、不特定多数の者が立ち入ることができる場所において第1種特定風俗表現を他人の目に触れさせることにより、その者に不快感を与えてはならない。

2 何人も、不特定多数の者が立ち入ることができる場所において第2種特定風俗表現を陳列し、頒布し、又は承諾をしていない者の目に触れさせてはならない。

第7条（監督）

公安委員会は、特定風俗表現営業者又はその代理人がこの条例に違反した場合には、8か月以下の期限を定めてその者の営業の停止を命じ、又はその者の営業の廃止を命じることができる。

第8条（罰則）

1 特定風俗表現営業者又はその代理人が故意又は過失によって第5条各項に違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 故意又は過失により第6条第1項に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

3 故意又は過失により第6条第2項に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

参考：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）

第2条 1～5項 [略]

6 この法律において「店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。（1）～（4）号略

（5）店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業

第27条

1 店舗型性風俗特殊営業を営もうとする者は、店舗型性風俗特殊営業の種別（略）に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

（2）営業所の名称及び所在地

（3）店舗型性風俗特殊営業の種別（以下略）